

懲罰規程改正(案)

加筆 _____

修正 ; _____

削除 ; _____

現規程	改正案	備考
<p style="text-align: center;">第 1 節 総 則</p> <p>第 1 条〔目 的〕 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）の基本規程（以下、「基本規程」という）第 2 章第 5 節〔司法機関〕及び第 1 2 章〔懲罰〕に基づき、以下の各号について定める。</p> <p>(1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第 2 0 2 条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及び J リーグ（以下、「都道府県協会等」という）の規律委員会における懲罰に関する事項</p> <p>(2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項</p> <p>第 2 条〔対象者〕 本規程に基づき懲罰の対象となる者は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>個人（以下、「選手等」という）</u></p> <p>①選手 ②監督 ③コーチ ④審判 ⑤役職員 ⑥その他の関係者</p> <p>(2) <u>団体（以下、「加盟団体」という）</u></p> <p>①加盟チーム ②地域サッカー協会 ③都道府県サッカー協会 ④各種の連盟 ⑤ J リーグ ⑥準加盟チーム</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 総 則</p> <p>第 1 条〔目 的〕 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）の基本規程（以下、「基本規程」という）第 2 章第 5 節〔司法機関〕及び第 1 2 章〔懲罰〕に基づき、以下の各号について定める。</p> <p>(1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第 2 0 2 条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及び J リーグ（以下、「都道府県協会等」という）の規律委員会における懲罰に関する事項</p> <p>(2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項</p> <p>第 2 条〔対象者〕 本規程に基づき懲罰の対象となる者は、<u>基本規程第 2 0 1 条に定める加盟団体及び選手等とする。</u></p>	<p>基本規程 2 0 1 条と重複しているため文言を整理</p>